

平議発第57号
令和2年9月29日

小平市長 小林正則 殿

小平市議会議長 磯山



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和2年10月12日までにお願いいたします。

別記様式第1号（第2条関係）

令和2年9月29日

小平市議会議長 磯山 亮 殿

会派名	政和会
会派代表者名	松岡 あつし
質問者名	山田 大輔

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問項目

介護保険高額介護サービス費の誤支給と未支給、計913件の発生について

2 質問の理由及び趣旨

このたび「介護保険高額介護（介護予防）サービス費の支給誤り」について、9月23日に健康福祉部長より市議会議員への報告があった。その内容は、誤支給が対象者数119人、件数277件、誤支給金額4,100,366円が発覚。原因は、高額介護サービス費支給実績情報のファイルの消失により、支給済みの金額が反映されなかつたとのこと。また未支給についても、対象者数427人、件数636件、未支給金額1,964,112円が発覚。原因は、支給者対象リストの内容確認を誤ったことにより、一部の対象者に未支給が生じたものとのことであった。

介護サービスの自己負担額が上限を超えた場合に払い戻される高額介護サービス費において、誤支給と未支給の支給ミスが計913件（計606万円）にも上り、未支給においては、昨年4月から今年8月までの17か月にも及ぶものであり、このような不適切な事務執行は、市民との信頼関係を大きく損なうものである。市長は責任をとるべき重大な案件であると考えることから、以下質問をする。

- ① 今回の問題は市のみで解決できる案件か。国や都との協議の必要性はあるか。
- ② 今回の不適切な事務執行は、介護保険法においてどのような問題が生じるか。
- ③ 誤支給に対しての回収に至るまでの延滞金は発生するのか。また未支給による利子は発生するのか。
- ④ 返還手続き、支給手続き、お詫びの文書送付等にかかる事務経費の費用合計金額は。またそれ以外に必要な事務諸経費があればその項目と費用を伺う。
- ⑤ このたびの不適切な事務執行に対応するためにかかる諸経費（質問④）の財源は何か。
- ⑥ 他の徴税事務への影響や、また今回のことでの影響や他の徴税事務への影響は。
- ⑦ 今後の再発防止策は。これまでの業務と今後の業務と具体的に何が変わるか。事務作業として何を変更するか。
- ⑧ 西東京市で発生した不適切な事務執行においては、市長、副市長、教育長の特別職3名の給与月額を5か月間、60～30%減額する条例案を提出、可決されたが、小平市においての誤支給や未支給等の責任について、小林市長の考えは。



平健高収第240号
令和2年10月9日

小平市議会議長 磯山亮殿

小平市長 小林正則



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による山田大輔議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 今回の問題につきましては、国や東京都との協議の必要はございませんので、過払いとなつております「介護保険高額介護（介護予防）サービス費」（以下「サービス費」という。）を返還していただき、また未支給となっているサービス費を速やかに支給することで解決してまいります。
- 2 今回の支給誤りは、サービス費の過払い及び支給の遅れであり、介護保険の他のサービスに影響を与えるものではないため、介護保険法においては特段の問題は生じないものと捉えております。
- 3 過払いにつきましては、サービス費は介護保険料とは異なり、延滞金の対象となる費用ではないことから、回収に至るまでの延滞金は発生いたしません。また、未支給につきましては、本案件のサービス費は令和2年9月25日が支給決定日となり、利子が発生することはございません。
- 4 事務経費の費用につきましては、過払いの方119人へのお知らせ文書の郵送代が約1万円、また、返還に必要な納入通知書は訪問による手渡しにて行う予定ですが、仮にすべての方が郵送を希望された場合は郵送代が約1万円、合計で約2万円になります。なお、未支給の方への通知につきましては、本来送付すべき通知を送付していなかったことから、新たな経費は発生しておりません。
- 5 本件については介護保険事業特別会計での対応となり、その財源につきましては、一般会計からの繰入金でございます。
- 6 他の徴税事務への影響につきましては、今回は介護保険のサービス費の過払い及び支給の遅れであるため、特段の影響はございません。
- 7 再発防止策につきましては、今回の誤りの原因となった情報ファイルが消失した場合に、システム上で確認できる仕組みを検討してまいります。また、今後の業務におきましては、支給決定通知書を支給算定データと突合するなど、送付前に確認してまいります。また、事務処理マニュアルに詳細な処理方法を記載するとともに、複数の職員による内容点検の徹底を図って

まいります。

8 事務の正確性を確保すべき行政が、サービス費の支給誤りという信頼を損ねる事態を招き、被保険者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことにつきまして、重く受け止めております。今後、詳細な原因究明と再発防止に全力を尽くすことが責任を果たすことであり、信頼の回復に努めてまいります。